

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定に係る

素案について

素案の作成について

計画を定めるにあたって、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）」により、国の基本方針が示されています。

国の基本方針には、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（以下 本計画）を策定するにあたっての成果目標と活動指標も定められています。

そして、町民の皆さまにご協力いただいた意識調査の内容も参考として、本計画の素案を作成しました。

素案の内容について

本計画は、全部で7章の構成となっています。

第1章は「計画策定の趣旨」として、本計画をどうして策定するのか、また策定の指針である国の基本方針により「今回の計画に盛り込んでほしい事項」についても記載しています。

第2章は「計画の基本理念」になります。

本計画で対象となる方について記載し、本計画の基本理念について明記しました。

第3章は「計画の位置づけ・期間」になります。

本計画が、「障害者総合支援法と児童福祉法のどの部分に基づいているものなのか」、「他の計画とはどのように関連しているのか」等について記載しています。

期間についても、本計画が令和3年度から令和5年度までの3年間の計画であり、他の計画とともに中長期に取り組むものであることを示しています。

また、本計画の策定にあたり、「どのような体制で策定をしたのか」「当事者や関係者からの意見を求めたのか」等についても記載しています。

第4章は「本町の障がいのある人の状況」になります。

障害者手帳の所持者の推移について記載しています。自立支援医療（精神通院）受給者証は所持しているが、精神障害者保健福祉手帳は所持していない人がいることから、精神障がいのある人については、「精神障害者保健福祉手帳」、「自立支援医療（精神通院）受給者証」の所持者数を記載しました。

本計画より新たに「障害支援区分認定者の状況」について記載しました。

障害福祉サービスの利用については、障害支援区分が必要なサービスもあることを明記しました。

障害支援区分については、障害支援区分を必要としない障害福祉サービスを利用している人もいることから、「区分必要なし」の人についても記載しています。

さらに「その他の状況」として保健福祉課福祉係での相談件数を記載しました。これは、福祉係が対応した（している）相談内容になります。

一般的に相談支援には「障害福祉サービスの利用を前提としている相談」と「障害福祉サービスの利用は考えていない、一般的な相談」に分かれています。自治体によっては、この相談支援業務を分けている町村もあるのですが、本町ではどちらも保健福祉課福祉係で担っています。

特定医療費（指定難病）受給者の状況については、町では把握できていないため、帯広保健所よりデータ提供を受けています。

※障がい児に関するデータについて、自治体によっては特別支援学級数や在籍児童数、特別支援学校に関する情報を記載している市町村もありますが、本町では記載しておりません。

第5章は「第2期障がい者基本計画（施策の展開）」になります。

障がい福祉計画と、障がい児福祉計画の土台となる計画であり、平成27年から令和5年度までの9年間の計画になります。

本町の障がい者施策に関する基本的な事項を定める、中長期の計画（基本計画的なもの）です。国の基本方針に合わせて、内容を一部改正しています。

全体の構成に変更はなく、6つの施策のままですが、章の名称を変更しています。

変更前 → 障がい者計画（計画の体系）

変更後 → 障がい者基本計画（施策の展開）

2 生活支援の充実については、（2）の具体的施策の文言を変更しています。

変更前 → 在宅、施設サービス等の充実による地域生活支援拠点の整備

変更後 → 地域での暮らしの充実

3 保健・医療の充実については、施策の文言を変更しています。

変更前 → 保健・医療の充実

変更後 → 保健・医療サービスの充実

具体的施策の項目を1つ減らしています。

変更前 → （1）医療費助成制度の周知

（2）疾病の予防と早期発見

（3）特定疾患施策の充実

変更後 → （1）医療費助成制度の周知

（2）疾病の予防と早期発見

と、なり（3）を（1）へ統合しています。

5 社会参加の促進については、（2）の具体的施策の文言を変更しています。

変更前 → （2）経済的自立への制度活用

変更後 → （2）経済的な自立への支援

第6章は「第6期障がい福祉計画」になります。

令和3年度から令和5年度までの3年間の「障がい福祉サービス」、「地域生活支援事業」の目標値を設定しています。

同時に、国の基本指針で目標値を定めるように方針が出されていることから「成果目標」として設定しています。

「1 障がい福祉サービスの目標値設定」と「2 地域生活支援事業の目標値設定」については、令和3年度から令和5年度までの目標値を見込みとして記載しています。

目標値については、国から示されている数値はありますが、内容によっては「地域の実情に合わせた目標値」として設定している項目もあります。

「3 成果目標の設定」は、国から示されている基本指針に基づいて、令和5年度末の数値を設定しています。

この数値についても、「地域の実情に合わせた目標値」として設定している項目があります。

第7章は「第2期障がい児福祉計画」になります。

「1 児童福祉法に基づくサービスの目標値設定」と「2 その他の事業の目標値設定」については、令和3年度から令和5年度までの目標値を見込みとして記載しています。

地域の実情に合わせて取り組んでいくため、状況によっては変更となる項目もあると考えています。

「3 成果目標の設定」は、国から示されている基本指針に基づいて、令和5年度末の数値を設定しています。

(1) 児童発達支援センターの設置、(2) 保育所等訪問支援の利用体制の構築については、目標としてはすでに達成されていますが、両方ともにさらに充実を図る旨を記載しています。